

行政視察報告書（創生会）

提出日： 令和6年8月13日

議員名	本谷 宏行
日時	令和6年7月29日（月） 15:00～
相手先・場所	茨城県那珂市福田〔那珂市市役所〕
内容	協働のまちづくりについて
成果・所感等	
(1) 取り組み内容（聞き取り内容） 第1 統計調査からみた那珂市 ⇒65歳以下の割合が減少、65歳以上の割合が増加、核家族、一人世帯の増加 第2 区長制度から自治会制度へ 1 自治会制度導入のきっかけ ⇒第1次那珂市総合計画前期計画（H20年度～H24年度）において、「市民との協働のまちづくり」が掲げられ、協働のまちづくりを推進するため、当時の「区長制度」から「自治会制度」へ移行 2 なぜ協働なのか ⇒少子高齢化・核家族化などの社会情勢の変化により、地域コミュニティが衰退したほか、行政がすべてのニーズに対応することは困難になった。 すべて行政に実施してもらうという考えを払しょくし、自身でできることは自身で（＝自助）、地域住民同士の助け合い（＝共助（互助））、自助や共助（互助）を手助けする（＝公助）の考え方が重要性を増し、市民と行政が責任と役割を分担しながら、協働のまちづくりに取り組むこととした。 3 那珂市協働のまちづくり推進基本条例の策定 ⇒区長制度を廃止、自治会制度を導入するにあたり、市と市民自治組織が対等の立場で協働していくための理念や基本原則等を明確にするため、「那珂市協働のまちづくり基本条例」を平成22年に策定した。 第3 那珂市の協働のまちづくり 1 協働のまちづくり推進のための原則 ⇒「対等」「尊重」「評価」「目標」「情報」「補完性」 2 協働のまちづくり推進のための新たな主体 ⇒①上部自治組織「那珂市まちづくり協議会」 ア まちづくり委員会、市民活動団体などとの連携や連絡調整 イ 共同事業の企画立案 ウ 市のまちづくり施策の充実を図るための提言 ② 中間自治組織「地区まちづくり委員会（8地区）」 ア 区域内の自治会、市民活動団体、事業所などとの交流や情報交換 イ 区域内におけるまちづくりの共通目標の設定 ウ 区域内の共通の課題解決や区域内の個々の自治会だけでは解決が難しい課	

題解決

エ 区域内の行政要望等の取りまとめ及び行政との連絡調整

③ 単位自治組織「自治会（68 自治会）・班（920 班）」

- ア 日常的な交流や支えあいに結びつく活動
- イ 地域の様々な情報の回覧や市の広報の配布
- ウ 高齢者の生きがいづくり見守り活動
- エ 防災・防犯や環境美化など、地域の日常的な課題解決
- オ 自治会内の行政要望等の取りまとめ及び行政との連絡調整

3 協働のまちづくりにおける自助・共助（互助）・公助

【公助】（市）

- ・単位自治会への支援として、助成制度の制定、各中学校単位でコミュニティセンターを整備。各自治会が活動する拠点施設の確保に努めるため、自治会活動施設（類似公民館＝集会所）の建設、修繕、維持管理費の一部支援。
- ・自治活動・市民活動に必要な情報の収集・提供、相談体制の充実、人材育成・確保のための事業、各主体が実施する新たな試みに対する補助制度や、市民活動に対する保険加入などの支援。

【共助（互助）】（市民自治組織等）

- ・まちづくり委員会や自治会は、住民同士の親睦、生活環境の維持活動、高齢者の見守りや子供の安全対策などに取り組み、地域の団体や行政と連携して地域課題の解決を図り、住みよいまちづくりを進める中心的な役割を担っている。
- ・例：防犯灯の設置・管理、道路修繕の申請、防犯訓練など

【自助】（市民）

- ・自らが「まちづくりの主体」であることを認識し、積極的な自治会への参加、市民活動への理解を深め、参加・参画・協力に努めます。
- ・那珂市においては、自治会に加入してもらうことが重要であると考えている。

第4 課題解決に向けた取り組み

1 現状把握

⇒自治会加入率の低下が課題。令和 6 年度には自治会未加入者へのアンケート調査を実施予定。

※那珂市 63.5%（R5.2.1 現在） 府中市：64.9%（R6.4. 1 現在）

2 自治活動の情報発信

⇒転入時のパンフレット配布、不動産会社への働きかけ、市民自身が自治会の必要性を再認識するための PR（自治会加入促進チラシ、自治会加入促進動画）、自治会が実施しているイベント情報を直接通知する等。

3 自治活動を継続していくための支援

⇒人材育成カリキュラム、協働のまちづくり推進フォーラムの実施。

4 期待される効果

- ・自主運営体制を強化することにより地域課題の解決が可能になる。
- ・地域への関心やまちづくりへの参加意識の高揚が図られる。

- ・市民自治組織と市民活動団体との連携、協力が可能になる。
- ・団体が行っている個々の活動への理解が深まり、会員の拡大が期待される。
- ・地域の特性や住民ニーズに対応したきめ細かな事業の推進ができる。
- ・市の役割軽減に結びつき、組織のスリム化が図れる。

第5 その他（調査事項）

（1）まちづくり交付金について

那珂市地域まちづくり交付金交付規制において、8つの「地区まちづくり委員会」68の「自治会」すべてに対して、4月と10月の2回に分けて交付しています。

○地区まちづくり委員会（全8地区）

均等割	130 万円
人口割	70 円/円
事務局員	180 万円/人

○自治会（全68地区）

基本額（均等割）	27 万円
基本額（世帯割）	1,950 円/世帯
文章配送事務	1,200 円/世帯
防犯灯	1,800 円/基
自治施設（光熱水費）	3 万円/施設
自治施設（借地料）	借地料の3分の1

（2）協働のまちづくり推進委員会について

那珂市協働のまちづくり推進基本条例第14条において、協働のまちづくりの推進について、市長の諮問に応じて、以下の事項について調査及び審議をするため、那珂市協働のまちづくり推進委員会を置くことになっています。

- ・協働のまちづくりを推進する施策及び事業に関すること。
- ・市民活動団体の登録に関すること。
- ・市民活動支援事業の選考に関すること。
- ・その他市長が必要と認めること。

そのメンバーについては、市民自治組織や市民活動団体の代表や学識経験者のほか、市職員として企画部長・総務部長・市民生活部長となっています。

（3）市民投票について

那珂市協働のまちづくり推進基本条例第18条において、「市長は、市民生活に極めて重要な影響を与える事項について、広く市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、市民投票を実施することができる」となっています。

これは、広く市民に負担を求める制度の新設や、広く市民に迷惑などを強いる可能性がある制度の新設などを想定して盛り込んだ条文ですが、実際には第18条第2項において、「市民投票の実施に関し必要な事項は、その都度条例で別に定める」となっており、この条例の策定から現在まで、この条例の条文において市民投票を那珂市で実施したことはありません。

（4）協働のまちづくりの行政評価・公表について

那珂市で実施している基本的な事業については、「市民の視点に立った成果重視の効率的で質の高い行政活動の実現」、「透明性の高い開かれた市政の推進」を図ることを目的として、毎年、「事務事業評価」として業務を振り返り、事業経費が適切なのか、事業の見直しの余地があるかなど、施策に対する評価を実施しています。

この事務事業評価は、担当課において一時評価を実施し、担当部長による二次評価を経て市民に公表するほか、有識者等を交えた行政評価として、「外部評価」の対象事業となっております。

(5) 市民活動団体の設立はどうしているのか

那珂市協働のまちづくり推進基本条例第3条において、「市民活動団体」とは、市民の自発的な意思に基づき、以下のすべてにしの活動を実施しており、自らの生活向上及び地域活性化を目的として継続性のある見込める活動を行っている団体と定義しています。

- ・市民の自主性に基づく活動であること。
- ・営利を目的としない活動であること。
- ・公益性のある活動であること。
- ・市民に対して内容が開かれた活動であること。
- ・宗教活動又は政治活動を目的とする活動でないこと。

なお、既に活動を行っている団体が市民活動団体となりますが、那珂市においては、設立を支援する制度として、「那珂市市民活動支援事業」を制度化して相談や補助を実施しています。

(6) 道路改良などの地域要望を届ける仕組みについて

那珂市の市道改良等については、側溝整備や生活道路の改良等については、自治会長を通じて事前に協議していただき、市において路線の整備の必要性などを審査したうえで、順次整備しております。また、未整備道路の暫定舗装、法面の除草や側溝清掃のほか、防犯灯の設置に係る補助申請等も自治会長として申請していただき、市は、その地域の課題として受け止め、解決に取り組んでいます。

(7) コミュニティーセンターについて

コミュニティーセンターは、地区の拠点施設としてまちづくり委員会の拠点施設となっているほか、地域住民の社交・レクリエーション・教育などの機会を提供する場として、各部屋の貸出等もおこなっており、自治会等にも無料で貸出しています。

なお、生涯学習にかかる各種教室等を実施している中央公民館は、社会教育法第20条（教養の向上・文化の振興・健康の増進に寄与することを目的）に基づいた施設となりますが、那珂市において、市民自治組織等が利用する場合には無料となります。

○利用料

官公署、社会福祉関係団体、社会教育関係団体及びこれに類する団体	免除
中学生以下（屋外施設）	1/2
各スポーツ少年団（屋外施設）	1/4
市外団体（那珂市在住の構成員や支部等で利用する場合は定額）	2 倍
市内の団体が営利、宣伝またはこれに類する目的で使用する場合	10 倍
市外の団体が営利、宣伝またはこれに類する目的で使用する場合	20 倍

(2) 視察で感じたこと等

「那珂市協働のまちづくり基本条例」を平成 22 年に策定している。府中市においても、市と市民自治組織が対等の立場で協働していくための理念や基本原則等を明確にするために、「府中市協働のまちづくり基本条例」の策定を検討してはどうかと感じた。

また、府中市においても自治会加入率の低下が課題のため、自治活動の情報発信（自治会加入促進動画等）や、自治活動を継続していくための支援（人材育成カリキュラム等）についてはさらに研究し充実を図る必要があると感じた。

行政視察報告書（創生会）

提出日：令和6年8月8日

議員名	真田 光夫
日時	令和6年7月30日（水）10：30～12：00
相手先・場所	国会議員陳情
内容	創生会5名、経政会2名、公明党2名 合計9名
成果・所感等	
(1) 取り組み内容（聞き取り内容）	
【自由民主党】10名	
○衆議院議員：	
岸田文雄、寺田稔、小林史明、石橋林太郎、小島敏文、新谷正義、石破茂、稲田朋美	
○参議院議員：宮澤洋一、越智俊之	
【立憲民主党】3名	
○衆議院議員：佐藤公治	
○参議院議員：宮口治子、三上えり	
【公明党】5名	
○衆議院議員：斎藤鉄夫、平林晃、日下正喜	
○参議院議員：谷合正明、山本博司	
【その他】	
○内閣府大臣官房長：松田浩樹	
【 要望書 】	
①特別交付税（社会課題に立ち向かうための財政基盤）	
②公立3病院の運営支援について（危機に直面する経営状況）	
③公共交通維持対策について（不採算バス路線・ローカル鉄道路線の維持）	
④賑わいの空間の創出について（新市民プールの建設、JR府中駅周辺の市エビ検討等）	
⑤過去の豪雨災害を教訓とした防災対策について	
（新排水ポンプ場の整備、浸水地域における排水改良等）	
⑥広域的観点からのロジステック整備	
（福山道路の事業中区間早期完成と未事業化区間事業化）	

議 員 名	福田 勉
日 時	令和6年7月30日（火） 午後13：30～
相手先・場所	衆議院議員第1議員会館 経済産業大臣 齋藤 健様
内 容	今後の地域経済ならびに中堅・中小企業対策について
成果・所感等	
(1) 取り組み内容（聞き取り内容）	
今後の地域経済ならびに中堅・中小企業対策について	
1. 総論	
賃上げ：30年ぶりの賃金あげた	
設備投資：設備投資は100兆円を超えた	
中小企業の景況感：新型コロナウイルス感染症で落ち込んだが、改善傾向にある。	
成長期：1990年までは地方が頑張っていた。	
生産年齢人口が半減する市町村：生産年齢人口2050年にどうなるかが課題。	
消費の動向：名目で若干伸びがある。2人以上の世帯も消費は弱い	
2. 成長に向けた主要な中小企業政策	
① 人手不足等の厳しい経営環境への対応	
1位：建設業38.3%、2位：サービス業23.8%、3位：卸売業19.6%、	
4位：製造業18.0%、5位：小売業13.5%	
企業の人手不足への対応状況：省力化の投資ができていない。	
企業省力化投資補助事業：6月25日から申請を受付。	
対象となるカタログ（自動倉庫、清掃ロボット・券売機等、補助率が半分）	
令和5年度補正予算等5000億円規模	
② 事業承継、再編を通じた変革の推進	
経営者の高齢化と事業承継の進展：経営者年齢は平均60.5歳。	
M&Aを実施した企業：売上高、経常利益、労働生産性を向上させている。	
事業継承・引継ぎ補助金：事業引継ぎの相談で専門家を活用、費用を補助	
③ 取引適正化・価格転化促進に向けた取組	
中小企業の賃上げ状況：32年ぶりの4.45%を実現。	
政労使の意見交換：発注側が価格を上げて欲しいと意見交換を行った。	
価格交渉推進月間：1回30万社（年間60万社）に対してアンケートを実施した。	
結果：発注側から交渉が行われた（59.4%）	
企業数：170万社に対して30万社に対してアンケートを行っている。	
回収率は2割程度と課題もある。	

3 中堅企業の重要性と政策の方向性

中小企業者の定義：中堅企業（従業員 2000 人以下）北川鉄工所、リョービのみ

中小企業の重要性：

大企業は海外で売上を伸ばした。中堅企業は、国内も海外でも売上を伸ばした。

中堅企業は従業者数、給与総額を伸ばした。

中堅企業は、大都市圏以外で頑張っている

① 大規模成長投資支援の創設

② 賃上げ促進税制の中堅企業枠の創設

③ 経営資源を集約し賃金上げに繋がるグループ化税制の創設

(2) 視察で感じたこと等

- ・昨年度会派視察において、デフレ完全脱却のための総合経済対策を学びましたが、非常に大きいくくりの話でしたが、今回は府中市に合った企業向けに講演をいただきました。中堅・中小企業府中においても中堅企業はリョービ・キタガワだけで、他企業は中小零細企業である。
- ・賃上げが 1990 年より 2024 年まで 30 年以上上げていないのが現状です。
- ・今年度春季賃金値上げ交渉率は直近の集計では 5.25% だそうです。さらに、国内投資、設備投資は増加傾向、政府も「国内投資促進パッケージ」を取りまとめた。総理から「国内投資拡大のための官民連携フォーラム」において官民連携でこの目標を達成すると表明された。
- ・成長に向けた主要な中小企業施策と人手不足等の厳しい経営環境への対応
中小企業省力化投資補助事業令和 5 年度補正予算等総額 5,000 億円規模でカタログ型省力化補助金は簡易で敏速に補助金交付する。

※事業承継、再編を通じた変革の推進について

事業承継には一定の進展がみられている。

※M&A を実施した中小企業の成長について

M&A を実施した中小企業は、売上高、経営利益、労働生産性を向上させている。

※取引適正化・価格転換促進に向けた取組み

賃金を上げるには労務費の価格転換が鍵となる政府はあらゆる手を尽くして、下請法違反行為については勧告を含め厳正対処し、労務費指針の周知・徹底状況の把握に向けたフォローアップのための特別調査を実施するとともに、取組みが不十分な事業について独占禁止法に基づき事業者名を今月中に公表することをお願いする。

毎年 9 月と 3 月を「価格交渉促進月間」として設定 2024 年 3 月で 6 回目。

中小企業に対してアンケート調査、下請け G メンによるヒアリングを実施し、結果を

取りまとめている。

政府も、賃上げ・国内投資・生産面例人口の減少・人手不足の状況を踏まえて中小企業省力化投資補助事業あるいは事業承継・引継ぎ補助金・価格交渉転換促進に向けた取組を中堅・中小企業へ対して支援をしている。

いわゆる経済が成長しなければ、財政再建も社会保障の充実もできないものとする。価格転換促進は政府の努力もうかがえるが、府中市における中小零細企業価格交渉はまだまだハードルが高く感じる。

地方のアンケート調査も細かく行っていただく為に地方の産業を支える商工会議所等との連携を行い政府の考えを共有できる仕組みが必要と感じる。

議 員 名	真田 光夫
日 時	令和6年7月30日（火）
相手先・場所	衆議院議員第1議員会館 こども家庭庁成育局
内 容	保育行政の動向と課題について

成果・所感等

(1) 取り組み内容（聞き取り内容）

1. 最近の保育政策の動向について

令和6年度では「4歳以上児配置改善加算」などの新たな加算措置が導入され、職員配置基準の改善が図られます。令和7年度以降は1歳児の配置基準が改善されます。また、保育士の処遇改善と人材確保に向けた総合的な対策が進められています。

2. こども誰でも通園制度について

児童福祉法に基づく「乳児等通園支援事業」が制度化され、3歳未満の子どもを対象に支援給付が提供されます。本格実施は令和8年度を予定しており、全国の自治体で実施されます。この制度は、全ての子どもに良質な育成環境を提供することを目的としています。

3. 「新子育て安心プラン」後の保育提供体制について

令和3年度から令和6年度までの間に約14万人分の保育枠が整備されます。地域の特性に応じた支援、保育士確保のための魅力向上、地域の子育て資源の活用が重点的に行われます。特に保育コンシェルジェによる支援や企業主導型ベビーシッターの利用補助が強化されます。

(2) 視察で感じたこと等

1. 保育政策の進展に学び、地域の保育環境改善に努めたい。

最近の保育政策の動向を通じて、配置基準や処遇改善の重要性を学びました。特に、中山間地域では、保育士の確保が難しく、ICT化や保育補助者の活用を進め、働きやすい職場環境を作りたい。

2. 新しい通園制度の理解を深め、支援体制を整備したい。

こども誰でも通園制度の意義を通じて、全ての子どもに良質な育成環境を提供する重要性を学びました。府中市も今後は、人口減少により保育所の利用者が少なく、施設運営の維持が困難なことが予想されます。少人数でも運営可能な仕組みや、地域の特性に応じた柔軟な保育提供体制の構築が必要です。また、巡回バスなどの送迎支援も課題となります。今後は、府中市に合う支援体制を整備し、子育て家庭の負担軽減に努めたい。

3. 保育提供体制の強化を通じて、地域の保育ニーズに対応したい。

「新子育て安心プラン」を通じて、保育士確保や地域資源の活用の重要性を学びました。地域コミュニティとの連携強化も重要で、地域資源を活用し、保育所が地域の交流拠点として機能することが期待されます。保育士と地域住民の協力を促進する取り組みを増やし、保育環境の質を向上させていきたい。

議 員 名	広瀬 和彦
日 時	令和6年7月30日（火） 午後13時30～
相手先・場所	衆議院議員第1議員会館 担当部局：文部科学省初等中等教育局 幼児教育課 課長補佐 佐藤 尚子氏
内 容	幼児教育の現状と課題

成果・所感等

(1) 取り組み内容（聞き取り内容）

1. 幼児教育の現状と課題

かつては幼稚園が主流でしたが、保育所や認定こども園の増加に伴い、幼児教育の場が変化しています。幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を築く重要なものであり、健康な心と体、自立心、協同性、道徳性、社会生活との関わりを育むことが求められます。

2. こども未来戦略と教育の質の向上

令和5年12月の閣議決定により、幼児教育の政策の重点は質の拡大から質の向上へと移行しました。5歳児から小学校1年生までの「架け橋期」に焦点を当て、地域で一体となってカリキュラムを編成し、学びの連続性を確保するための特別委員会が設立されました。

3. 幼児教育の効果と理解促進

幼児教育への投資は、将来の所得向上や生活保護受給率の低下に寄与します。幼児教育の重要性を広く理解してもらうため、令和6年度から5歳児約15000人を対象とした5年間の追跡調査が行われます。教師や子どもたちからも教育の効果が実感されており、集中力や意欲の向上が確認されています。

(2) 視察で感じたこと等

- ・文科省は幼児教育の管轄として幼稚園が主体となるが、今回の研修の中では、少子化と幼児からの教育体制を含め、認定こども園への移行が増えているではと感じた。
- ・「こども未来戦略」として、「全ての子ども・子育て世帯を切れ目なく支援する」として、待機児童対策から、「量から質の向上へと重点を移す」政策に舵をきっている。
- ・府中市も施策として「幼保小の連携」を既におこなっているが、文科省としては、就学前の5歳から小学校1年生までの2年間を架け橋期として、それぞれの自治体でのカリキュラムの編成と実施を推し進めている。
- ・他市においても、小学校の教師が保育所の年長（5歳児）組に出向き、コミュニケーションを取り、1年生の授業なども取り入れている。
- ・また、今回新制度として、「小学校接続加算の見直し」や「幼児教育センターの設置」「幼児教育アドバイザーの配置」「主幹教諭等専任加算等の要件見直し」など、府中市の状況がどのようになっているのか。
- ・全体的に幼児から高等部への教育の質の向上を国は目指していると感じた。

行政視察報告書（創生会）

提出日：令和6年7月31日

議員名	三 藤 毅
日 時	令和6年7月31日（水）10：30～12：00
相手先・場所	横須賀市（神奈川県）
内 容	地方自治体での生成 AI 活用の現状と課題 ～横須賀市の ChatGPT の全庁的な活用事例から～
成果・所感等	
(1) 取り組み内容（聞き取り内容） 1. 横須賀市の生成 AI の取り組み経緯 2. 庁内での生成 AI の導入状況 3. 庁内での生成 AI の活用状況 4. 今後の課題と展望 説明員：横須賀市経営企画部デジタル・ガバメント推進室 主任 村田 遼馬 氏	
(2) 視察で感じたこと等 チャット GPT の活用について ・導入にかかる費用、人材配置、研修について ・自治体業務において、向いている業務、不向きな業務 ・活用における成果、作業時間の短縮、人件費抑制など具体的な効果など ・導入や活用の際の留意点について、説明を受けました。 この分野は日進月歩の分野であり、次から次へと新しいものが生まれて生きている状況です。横須賀市においては、全庁的に取り組んでおられ、特に定形的な業務においては、成果があがっているそうです。 ルール化された業務については生成 AI が得意な分野であり、一例として、日本語音声データからの英語音声・文字への変換などは、ほとんど違和感なく使えるそうです。 導入や活用の際の留意点として、倫理面においては特に注意が必要であり、自治体によっては、「利活用のガイドライン」を設けているところもあるそうです。 例えば、生活保護の判定などは、AI が扱うデータに個人情報が含まれるため、このような業務には、むしろ活用すべきではないとのことでした。 府中市においても導入を検討する時期に来ていると思いますが、導入にあたっては、留意点を十分考慮し、しっかりとした見通しをもって、導入すべきだと感じた。	